

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。議第1号、議第3号への反対討論を行います。

まず議第1号「新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後の対応に関する意見書」について述べます。コロナ感染症の5類変更後も新規感染者が増加傾向にあり、感染動向を分析して国民に丁寧に説明する必要があるとして、提案されたものです。そもそも国は、5類変更により感染動向の掌握が弱まることや、国民や事業者、医療機関、介護施設に負担増が生じることを承知の上で変更しました。感染対策を後退させた国の責任は重大です。本案は、このような国の対策を迫認するものであり、抜本強化するための提案も不十分であることから、是とすることはできません。

具体的に述べます。1項は、一部入院費や高額治療費への時限的な公費負担について、受診控えが生じないよう、10月以降も適切に対応するよう求めています。受診控えが懸念されるのは、無症状者や外来のPCR検査や治療費を自己負担にしたからです。国民への丁寧な説明や、現行の公費負担の継続は当然であり、それだけで受診控えが防げるとは到底考えられません。日本共産党栃木県議団は、6月1日に、知事に5類変更後の対策に関する申し入れを行いました。少なくとも検査と外来診察、治療費の公費負担が必要です。お金のあなしで検査、治療に格差を持ち込ませてはなりません。そのことを明確に求めるべきです。

また、2項は、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組めるよう、注意すべき感染対策や行動を国民に丁寧に周知するよう求めています。周知だけでは効果的な対策は期待できません。国民や事業者に自己責任で感染対策を求めるのではなく、公費支援を伴う責任ある対策を要求すべきです。

第9波に入ったと指摘されるなか、第8波の教訓から高齢者施設のクラスター対策や高齢者の重症化防止が緊急課題です。4項で、介護報酬等の改定に際しての考慮を求めるだけでは不十分です。第8波の2022年11月から23年2月末までの本県の死者数は527人で、そのうち151人が高齢者入所施設で亡くなっています。本来、入院治療すべきリスクのある患者が施設内で亡くなる事態は絶対になくさなければなりません、そのための対策を国に強く求めるべきです。

続いて、議第3号「長期化する物価高騰から国民生活を守るためのより効果的な支援策を求める意見書」について述べます。物価高騰に関する意見書は、2022年6月、23年3月にも提出され、私も賛成しました。しかし、この5月の消費者物価は前年同月比3.2%の上昇、4月の実質賃金は前年比3%も低下し、13カ月連続で減少しました。ほんとうにひどい状況です。これまでの延長線上の対策では、くらしと営業、営農を維持する展望が持てません。

6月からの家庭向け電気代15%もの大幅値上げに対し、国民や自営業者などへの直接支援が必要です。ゼロゼロ融資の返済は、「別枠債務」にして新規融資が受けられるようにするなどの具体策が必要です。肥料・飼料高騰に対しては、酪農をはじめ農林業者に直接補てんする緊急対策を求める必要があります。

そして「より効果的な支援策」というならば、円安を加速させてきた異次元の金融緩和政策の見直し、中小企業の質上げへの具体策支援、世界の100カ国以上が行っている消費税の減税等を抜きにしてはありえません。国の政策転換と消費税5%への緊急減税、インボイス中止などを求めるべきです。国民の家計と実体経済を活性化させる実効的な意見書にすべきとの意見をのべ、反対討論といたします。